

[]

第29次地方制度調査会第21回専門小委員会における
小林委員のご質問への回答について

平成21年2月19日

岡 山 県

＜県から市町村への事務・権限の移譲に係る国の制度等による支障事例等＞

○事務・権限

農地法による農地転用の許可（農地面積4ha以下）に関する事務

○経緯

平成20年4月から、全市町村に上記事務・権限を移譲している。

○要望内容

- ・農地法第4条第3項において、農地転用の許可を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならないこととされている。
- ・当該許可事務の移譲を受けた市町村では、転用許可を行うに当たり、月1回の頻度で開催される都道府県農業会議に出席し、同会議からの意見を聴取している。
- ・移譲前は、県の担当課が一括して諮問していたが、移譲後は、各市町村が、それぞれ諮問を行うこととなり、事務の繁雑化を招き、スピーディーな事務処理の確保が困難なケースもあることから、この意見聴取の廃止を含めた制度の見直しを求める意見が多い。

<農地法（昭和27年法律第229号）抜粋>

（農地の転用の制限）

第4条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

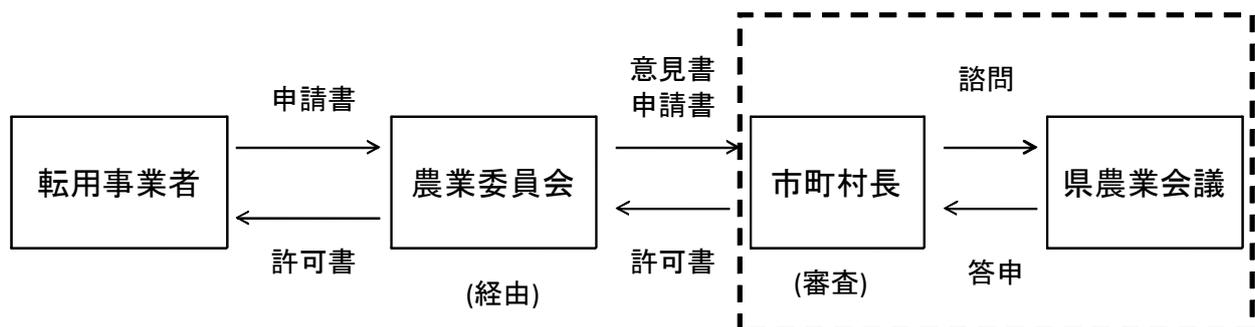
一～六略

2 略

3 都道府県知事が、第1項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

4 略

<事務処理フロー：権限の移譲後>



※移譲前は、県が一括して諮問していたが、移譲後は、各市町村ごとに諮問を行っている。



- 事務の繁雑化
- スピーディーな事務処理への支障